

八王子市保健所難病保健医療福祉調整会議開催要綱

(目的)

第1 八王子市における難病保健医療福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、八王子市保健所難病保健医療福祉調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

なお、本会議は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条に規定する「難病対策地域協議会」に準ずるものとして位置付ける。

(検討事項)

第2 調整会議は次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 難病の患者に対する医療の確保及び提供体制に関すること。
- (2) 難病保健医療福祉事業の推進に関すること。
- (3) 難病患者への教育ないし雇用に関しての支援並びに環境整備に関すること。
- (4) その他、難病の患者への支援体制及び体制の整備に関すること。

(構成)

第3 調整会議の出席者は、医療及び福祉等に関する関係機関、関係団体、患者・家族、その他保健所長が認めた者で構成する。

- 2 出席者は、25名以内とする。

(招集及び進行)

第4 調整会議は保健所長が招集する。

- 2 会議の進行は保健所長が行う。

(難病地域関係者連絡会等との連携)

第5 調整会議は難病地域関係者連絡会及び在宅療養支援計画策定・評価連絡会と連携し、難病保健医療福祉事業の推進に努めるものとする。

(秘密の遵守)

第6 調整会議の出席者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7 調整会議の庶務は、保健所保健対策課において処理する。

(その他)

第8 会議における議事内容に応じ、保健所長が必要であると認めた者については、開催の都度、出席を依頼するものとする。

(附則)

この要綱は、平成27年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 2月21日から施行する。